

仕 様 書

1 機械概要

(1) 機械名：道路巡回車（管理事務所用） 1 台

(2) 使用目的

本車両は、道路の損傷箇所の発見及び維持修繕業務に係わる監督業務に用いることから、適した動力性能・制動性能・安全性能・搭載性能・環境保護性能を有し、また、車載標識装置（公機仕 30A に準拠）を装着し注意警告等の機能を有するものとする。なお、車載標識及び搭載物等の重量に対し、十分な強度及び耐久性を有するものとする。

(3) 適用

ここに示されていない事項については、東日本高速道路株式会社維持補修用機械標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）及び東日本高速道路株式会社維持補修用機械等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に定めるところによるものとする。

2 構造及び性能

(1) 車体構造等

① 運転室構造

全鋼製密閉型で、SUV タイプ、4 ドア以上右ハンドル（パワーステアリング付）とし、一般的な整備性を有する構造とする。また、シートは防水性を考慮したもの（シートに防水性がない場合は、ビニール貼り等の加工を行うこと。）を全席に装着するものとする。

② 車輪配列

前 2，後 2

③ タイヤ

ホイール付きスタッドレスタイヤ（装着しないホイール付きラジアルタイヤは、納車時と同時に納品すること）

④ 全長

4,900mm 以下

⑤ 全幅

1,900mm 以下

⑥ 全高

1,650mm～1,950mm

(2) 動力性能

① エンジン型式

ガソリンエンジン

② 最小回転半径

6.0m 以下（最外側輪中心）

③ 最高速度

100km/h 以上

④ トルクウェイトレシオ

10.5kg/Nm 以下

ただし、（車両本体重量＋450）kg/（最大トルク）
N・m とする。

⑤ 排気量

2,000cc クラス以上

⑥ 駆動方式

4 輪駆動

⑦ 動力伝達装置

主変速機オートマチックトランスミッション

(3) 制動性能

○ 主制動機構

A B S 装置装備

(4) 安全性能

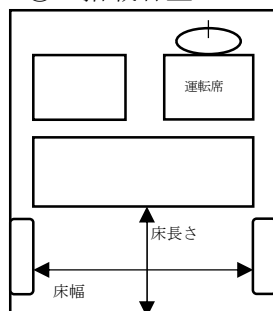
○ 安全機構

S R S エアバッグ装置装備（運転席・助手席）
衝突安全ボディ構造

(5) 搭載性能

① 乗車定員

② 搭載容量



4人以上（サードシートがある場合は撤去すること。）
搭載部の寸法 W900mm 以上×L900mm 以上

【寸法の定義】

- ・床幅はホイールハウスの内側間とする。ホイールハウスの突出がない場合は、フロア端間とする。
- ・床長さ方向は、セカンドシート後部の搭載スペース床面端からとする。
- ・セカンドシートポジション
前後スライド機構のあるものは、最大搭載スペースを確保し調整する。

(6) 環境保護性能

排出ガス規制レベル：低排出ガス認定車両であること。

(7) 予防安全装備

衝突被害軽減ブレーキ他、サポカーSベーシック以上であること。

3 付属装置及び付属品

(1) 新規装備品

①オルタネータ・バッテリー

②車載標識装置

③散光式警光灯

④リモコン式投光機

⑤拡声装置

⑥補助前照灯

⑦リアワイパー

⑧リア熱線入りガラス

⑨横並列ミラー

※デジタルインナーミラー可

⑩床マット(前後部、ゴム製)

⑪ラゲージトレイ

⑫後退ブザー

⑬エアコンディショナー

新規装備品の電源は、イグニションスイッチ連動とすること。

アイドリング時において、車載標識装置及び散光式警光灯(DC12V・26A)を点灯させるだけの電力を確保すること。

装備(標準仕様書・公機仕30Aに準拠した装置を取り付けるものとし、車両屋根部上に取り付けることができる構造とする。)

1灯(公機仕100タイプB1)赤黄色(⑤拡声装置に対応するスピーカを内蔵すること。)

1灯

イ 定格電圧 12V

ロ 消費電力 100W 以下

ハ 中心光度 200,000カンデラ

ニ リモコンにより照射範囲を変更可能

1式

イ アンプ部 車載専用型50W以上

ロ 電子サイレン(アンプ部内蔵)機能

ハ トークスイッチロック機能

2灯

1式

1式

1式

1組

1式

1式

1式

⑭スペアタイヤ(ホイール含)	1 本
※パンク修理キット可	
⑮スタッドレスタイヤ(ホイール付)	4 本
⑯ラジオ(AM, FM)	1 台
⑰パーソナルランプ	1 式
(脱落しないよう確実な位置に取付ること)	
⑱ETC車載器(セットアップ含む)	1 台
⑲ドライブレコーダー(前方・後方)	1 式
※デジタルインナーミラー(録画機能付き可)	
⑳バックガイドモニター	1 式
(10.5インチディスプレイ付き)	
㉑時計	1 個
㉒消火器	1 個
㉓LED 補助警告灯	2 灯

(2) 載せ替え品

下取り車に取り付けられている装置等を取外し、必要な配線類等により車両本体に取り付けるものとする。

- ・無線機本体(空中線は新品とすること)

4 塗装

(1) 車体本体

下記により調色し、塗装する。

ボディ外面 ○全体・黄色

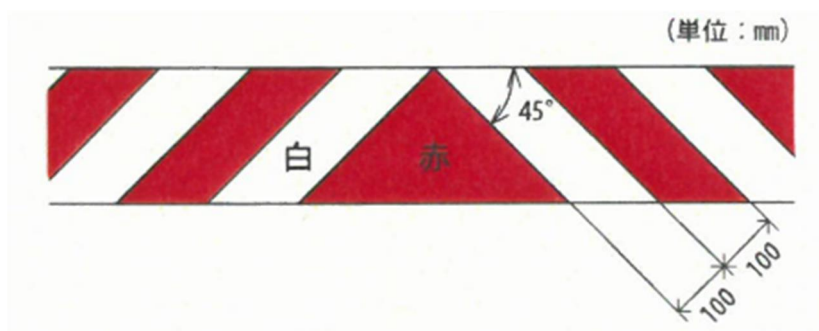
(一般社団法人日本塗料工業会番号 U22-80X・マンセル値 2.5Y8/14 相当)

○窓下部の高さの位置に幅 15 cmの白帯を全体にわたって水平に入れる。

○車両側面及び後面右側の白帯内に「宮城県道路公社」と明示する。字体は丸ゴシックで、色は黒色とする。

バンパー

○下図に示す赤色の縞を入れるものとする。また、後部バンパーの赤色部については非反射材とする。縞模様の基準点は、バンパーの中心下部とする。



(2) 防錆塗装

防錆塗装の基準については、共通仕様書 3-2-2 に準拠するものとする。

なお、塗装部分は次を標準とする。

下回り全面、フロントフェンダー内面、ドア内面、ロッカーパネル内面、ボンネットリップ、トランクリッドリップ、リアコーナーパネル内面、フロントリアガラスモール部

5 その他

(1) 関係機関への手続き

受注者は、改造申請、基準緩和及び緊急自動車指定申請及び道路維持作業用自動車指定申請にあたっては、法令等の定め及び発注者の指示に従って関係機関と協議し、必要な手続き及び申請書類の作成を行い申請するものとする。

なお、これらに要する費用は、受注者において負担するものとする。

(2) 必要書類の請求

受注者は前記(1)で必要となる次の書類を公社へ請求するものとする。

- ①公社の全部事項証明書
- ②公社の印鑑証明書
- ③その他必要書類

(3) 自動車登録及び車両検査

購入機械の自動車登録及び車両検査は、受注者が行う。

なお、これに使用する名称は、下表によるものとする。

表 使用する名称

所有者	宮城県道路公社
所有者住所	宮城県仙台市青葉区上杉一丁目 1 - 2 0
使用者	宮城県道路公社
使用者の住所	宮城県宮城郡松島町根廻字桐田 1 6

(4) 税金、保険料及びリサイクル料

環境性能割、自動車税種別割、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険の保険料及び自動車リサイクル料は、公社が別に負担するので新規登録日の 1 4 日前までに公社担当あて内容を連絡すること。

(5) 保証

保証期間は、引渡しを受けてから 3 年、又は保証走行距離の 6 万 km とし、この期間内又は走行距離内において、受注者の設計又は製作上の責めに帰すべき故障については、受注者が無償で修理又は交換するものとする。また、本装置の保守管理に必要な部品供給期間は製造中止告知後、中止してから 5 年間以上とする。

なお、上記期間を経過した後でも、受注者の責任と認められる欠陥等においては、双方協議のうえ受注者の負担において修理または整備をさせることがある。

(6) 運搬輸送

納入場所までは、受注者の責任において輸送するものとし、その間に破損、故障等が発生した場合には、受注者において確実に復旧するものとする。

(7) 製造期日等の指定

納入機械は、契約締結後に製造されたもので、新品でなければならない。

(8) 完成写真

受注者は、機械の納入の際に機械のカラー写真を公社に 2 部提出しなければならない。こ

の場合における写真の大きさはサービスサイズ（約 12 cm×8 cm）とし、台紙（A 4 版サイズ）に購入名，納入年月日，納入場所を記載して整理し提出するものとする。

(9) 取扱説明等

受注者は，機械の納入にあたり，次の書類に該当する場合はパイプファイルに綴じ，2 部提出するものとする。

- ① 取扱説明書（車両及び架装機器）
- ② 点検整備要領書（車両及び架装機器）
- ③ 全体組立図，各部詳細図
- ④ 機械仕様書，機械諸元表
- ⑤ 使用機械一覧表（試験成績書含む）
- ⑥ 検査成績書（中間検査，工場検査）
- ⑦ 改造申請，基準緩和申請の控え
- ⑧ 部品型録，部品定価表（設計図書で指定した場合）

(10) 関係法令及び規格

受注者が，機械を設計，製作，納入するにあたって，遵守すべき主たる法令及び規格は次のとおりである。

- ① 道路交通法（昭和 35 年 法律第 105 号）
- ② 道路運送車両法（昭和 26 年 法律第 185 号）
- ③ 日本工業規格（JIS）
- ④ 日本電気工業会標準規格（JEM）
- ⑤ 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- ⑥ 日本塗料工業会標準規格
- ⑦ その他関係法令及び規格

6 納車期限 令和 7 年 3 月 1 4 日

7 公社物品出納員検査及び代金の支払

代金の支払は，当該検査に合格し，車両の引渡しを受けた後、請求書を受理した日から 30 日以内とする。

以上

車載標識裝置表示項目表
全 画 面 項 目 表

項目 番号	項目 内容	項目 番号	項目 内容	項目 番号	項目 内容
1		35		69	
2		36		70	
3		37		71	
4		38		72	
5		39		73	
6		40		74	
7		41		75	

項目 番号	項目 内容	項目 番号	項目 内容	項目 番号	項目 内容
8		42		76	
9		43		77	
10		44		78	
11		45		79	
12		46		80	
13		47		81	
14		48		82	
15		49		83	

項目 番号	項目 内容	項目 番号	項目 内容	項目 番号	項目 内容
16		50		84	
17		51		85	
18		52		86	
19		53		87	
20		54		88	
21		55		89	
22		56		90	
23		57		91	

項目 番号	項目 内容	項目 番号	項目 内容	項目 番号	項目 内容
24		58		92	
25		59		93	
26		60		94	
27		61		95	
28		62		96	
29		63		97	
30		64		98	
31		65		99	

項目 番号	項目 内容	項目 番号	項目 内容	項目 番号	項目 内容
32	PA入口	66	10 Km	100	
33	橋梁部	67	15 Km		
34	車線規制	68	20 Km		

◎全画面項目は、1 項目から 93 項目を基準とし、94 項目から 100 項目までは、オプションとする。

動 画 項 目 表

項目番号	項 目 内 容
1	 
2	  
3	  
4	  
5	   
6	 
7	 
8	
9	
10	

◎動画項目は、1 項目から 7 項目を基準とし、8 項目から 10 項目はオプションとする。

標準項目表

項目番号	項目内容
1	 工事
2	 作業中
3	 凍結
4	除雪作業中
5	 対面交通
6	徐行
7	速度落せ
8	片側通行
9	追越禁止
10	一旦停止

項目番号	項 目 内 容
11	ここで出よ
12	右 車 線 へ
13	左 車 線 へ
14	走 行 注 意
15	直 進 せ よ
16	追 突 注 意
17	渋 滞
18	車 線 規 制
19	路 肩 規 制
20	50Km規制

項目番号	項 目 内 容
21	60Km規制
22	80Km規制
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

◎標準項目は、1 項目から 22 項目までを基準項目とし、23 項目から 30 項目をオプションとする。

参考図 車載式標識装置 外形図

